

玉名高校附属中学校部活動規定

部活動担当

1 目的

- (1) 集団生活の体験を通して、友好的な人間関係を育てる。
- (2) 個性を発揮し、技術の向上を図り、健康・安全に留意する態度を養う。
- (3) 生徒の体力の向上・精神の鍛錬を図り、生涯に通じる趣味を広げ伸ばす。

2 入部

入部に関しては、本人の能力、性格、興味を考え、部活動の意義や、目的を理解し、保護者の承諾を得て入部する。

3 退部

退部は原則として三年間認めない。ただし、やむを得ない場合は、部顧問及び担任と保護者と相談の上、退部届けを提出する。

4 部の設置

活動場所や指導者等の条件を考慮し、部の設置は、毎年度始めに校長が決定する。

5 顧問

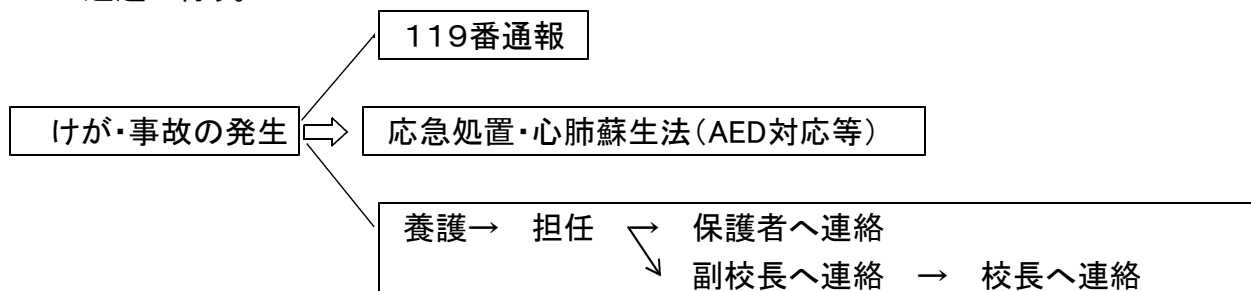
顧問は毎年度始めに決定する。顧問は学校教職員が行う。

6 活動

- (1) 下校時刻(校門を出る時刻)

4月～ 9月…	19時
10月…	18時30分
11月～ 1月…	18時
2月～ 3月…	18時30分

- (2) 原則として週2回の休養日を設ける。(日曜・祝祭日は原則として休みにする)
- (3) 休業日に活動する場合、午前の場合は9時～12時、午後の場合は13時～16時までを原則とする。また、練習試合等のやむをえない場合を除き、午前・午後にまたがって練習しない。
- (4) 原則として対外試合は月2回以内とする。
- (5) 日曜日に活動した場合、月曜日を休みとする。
- (6) 期末考査の5日前から部の活動は中止する。ただし、中間考査は3日前からとする。
- (7) 部の活動時でも、学校管理上あるいは都合によって活動を休むことがある。
- (8) 体育館での練習は、担当教師間の相互理解とゆずれ合いの精神によって使用する。
- (9) けがや事故が起こった場合は、事故者の処置にあたりと同時に「けが・事故発生時の対応」を迅速に行う。



(10)部活動については、学校行事、授業を優先する。

(11)部活動入部生徒は、希望があれば自転車通学を許可する。

7 留意事項

(1)部員は次の事を守らなければならない。

①部の活動に進んで参加し、休んだり遅れたりしない。

②部のきまりをよく守る。

③部の活動を乱すような言動をしない。

④原則として三年間は、退部をしない。

⑤部員は仲良くし、協力して活動する。

(2)部室の使用については使用のルールを守ること。守れない場合は使用を禁止する。

8 対外試合

(1)各部の中体連大会及び対外試合は、担当顧問が校長に届け出、承認を得て、引率計画を作成し参加する。

(2)練習試合は、事前に校長・副校長に報告し、引率計画を作成し参加する。

(3)中体連主催・共催以外の対外試合・練習試合においては、個々の部員の保護者の承認を得て参加を決定する。原則として現地集合・現地解散とする。

9 傷害保険

条件を満たした傷害においては独立行政法人日本スポーツ振興センターによる適用が認められる。また、送迎中の事故はPTA災害見舞金安全会で見舞金がでることがある。

10 改廃

部活動の改廃は、規約・諸事情を勘案して校長が決定する。